

大阪府教育委員会告示第7号

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和59年大阪府条例第9号）第11条第4項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和5年4月3日

大阪府教育委員会
教育長 橋本 正司

- 1 施設の名称
大阪府立臨海スポーツセンター
- 2 指定管理者
大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海ビルサービス株式会社
代表取締役 西山 哲弘
- 3 利用料金の額
令和5年4月1日以後の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 体育室利用料金

区分				通常のコ額							休日等(時間外を除く。)の金額	時間外1時間の金額	準備・後始末等のために利用する場合の金額
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	超過1時間			
第1体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	円	円	円	円	円	円	円	通常のコ額に1.2を乗じて得た金額	円	通常のコ額、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額
			その他の場合	10,000	12,000	13,700	22,000	25,700	35,700	3,570		4,280	
				12,000	16,000	18,600	28,000	34,600	46,600	4,660		5,590	

		利用者が入場料等を徴収する場合		25,000	33,000	35,400	58,000	68,400	93,400	9,340
	その他の場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合	110,000	140,000	164,300	250,000	304,300	414,300	41,430
その他の場合			130,000	170,000	203,800	300,000	373,800	503,800	50,380	
利用者が入場料等を徴収する場合		160,000	200,000	244,600	360,000	444,600	604,600	60,460		
第2体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	4,000	6,000	8,200	10,000	14,200	18,200	1,820
			その他の場合	6,000	9,000	12,700	15,000	21,700	27,700	2,770

11,200	利用者が入場料等を徴収しない場合のその他の場合の通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額
49,710	通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額に
60,450	0.5 を乗じて
72,550	得た金額
2,180	通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額
3,320	通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額

		利用者が入場料等を徴収する場合		15,000	23,000	25,500	38,000	48,500	63,500	6,350		7,620	利用者が入場料等を徴収しない場合のその他の場合の通常金額、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額
その他の場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合		50,000	90,000	110,300	140,000	200,300	250,300	25,030		30,030	通常金額、休日等の金額又は時間外1時間の金額に
		その他の場合		70,000	110,000	132,600	180,000	242,600	312,600	31,260		37,510	0.5 を乗じて
	利用者が入場料等を徴収する場合		90,000	140,000	147,200	230,000	287,200	377,200	37,720		45,260	得た金額	

備考

- 1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。
- 2 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時30分まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時まで、「午前午後」とは午前9時から午後4時30分まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 「超過1時間」とは、「午前」「午後」「夜間」「午前午後」「午後夜間」「全日」の時間の前後に引き続き利用する場合をいう。
- 4 「時間外」とは、午前9時から午後9時までの時間以外の時間をいう。ただし、超過1時間に該当する場合を除く。
- 5 「生徒等」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者並びに高等専門学校の学生をいう。
- 6 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

7 体育室をアマチュアスポーツに利用する場合において、その面積の2分の1以下の面積を利用するときの利用料金は、この表に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。

8 利用料金の算出において、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(2) アイススケート場利用料金

区分				単位	通常のコ額	通常の日等(時間外を除く。)の金額	通常の日等(時間外を除く。)の金額	夏期に利用する場合の金額	夏期の日等(時間外を除く。)の金額	夏期の日等(時間外を除く。)の金額	
共用利用	大人			1人1回	円	通常のコ額と同額		通常のコ額と同額	通常のコ額と同額		
	小人				1,500						
	観覧する場合				950						
団体利用	30人以上50人未満			1回3時間	大人1人	1,200	通常のコ額と同額	通常のコ額と同額	通常のコ額と同額		
	50人以上100人未満				小人1人	760					
					大人1人	1,050					
	100人以上				小人1人	660					
					大人1人	900					
	100人以上				小人1人	570					
				大人1人	900						
専用利用	氷上競技に利用する場合	競技会又は合同練習に利用する場合	小人が利用する場合	1回1時間30分	25,900	通常のコ額に1.2を乗じて得た額	31,080	27,100	夏期に利用する場合の金額に1.2を乗じて得た額	32,520	
			その他の場合		31,600					37,920	33,000
		その他の場合	小人が利用する場合		18,000					21,600	18,800

		その他の 場合		21,500		25,800	22,600		27,120
その他の 場合	50人以上100人未満	1回2時間	大人1人	700	上限額 59,500	840	840	1,000	上限額 85,000
				500		600	600		
			小人1人	39,500	47,400	47,400	56,880		
				600	720	720	860		
			大人1人	99,600	119,520	119,520	143,420		
				400	480	480	570		
	小人1人	59,600	71,520	71,520	85,820				
		500	600	600	720				
	200人以上	1回1時間30分	大人1人	上限額 146,900	153,500	153,500	184,200		
			小人1人	300 上限額 96,400	360 上限額 100,800	360 上限額 100,800	430 上限額 120,960		
	営利及び宣伝を目的とする場合				100,000				

備考

- 1 夏期とは、6月1日から9月30日までをいう。

- 2 「時間外」とは、午前9時から午後9時までの時間以外の時間をいう。
- 3 「小人」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 4 回数券により、アイススケート場を利用する場合の回数券(12回券)の額は、次のとおりとする。

単位		回数券
大人	12枚綴	有効期間 1年間
		円 15,000
小人		9,500
観覧する場合	12枚綴	1,600

- 5 第1号の表の備考1、備考6及び備考8の規定は、この表についても適用する。

(3) 会議室利用料金

区分	通常の金額							休日等(時間外を除く。)の金額	時間外1時間の金額	冷暖房等
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	超過1時間			
大会議室	円 4,500	円 6,000	円 6,400	円 10,500	円 12,400	円 16,900	円 1,690	通常 の金額	円 2,020	通常 の金額
小会議室	3,500	4,500	5,000	8,000	9,500	13,000	1,300	に1.2を乗 じて得た額	1,560	に0.2を乗 じて得た額
フリースペース	4,000	5,000	5,500	9,000	10,500	14,500	1,450		1,740	

備考

- 第1号の表の備考1、備考2、備考3、備考4、備考6及び備考8の規定は、この表についても適用する。

(4) 附帯設備等利用料金

区分	単位	金額		
		アマチュア スポーツに 利用する場 合	その他の場 合	
バスケットボール用具（ボールを除く。）	1式1日	円 1,900	円 2,800	
バレーボール用具（ボールを除く。）		1,300	1,800	
テニス用具（ラケット及びボールを除く。）		1,300	1,800	
卓球用具（ラケット及びボールを除く。）		340	570	
バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）		340	570	
防球ネット	1台1日	90	120	
スケート靴	1足1日	530	530	
アイスホッケー用ゴール	1式1日	740	1,300	
ストップウォッチ	1個1日	340	570	
マイクロホン	1式	午前	1,800	2,760
		午後	1,800	2,760
		夜間	1,800	2,760
レコードプレイヤー		午前	1,800	2,760
		午後	1,800	2,760
		夜間	1,800	2,760

長机		120	180
補助椅子	1脚1日	70	90
フロアシート	不燃性	1,500	2,300
	その他	160	240
ロッカー	1箱1日1回	50	50
土地	1平方メートル1日	130	200
照明設備	1時間	2,600	2,600
持込電気器具用電源	1キロワット1時間	130	130

備考

- 面積の計算については、1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとする。
- 第1号の表の備考1及び備考2の規定は、この表についても適用する。

(5) 駐車場利用料金

区分	単位	金額
大型車	1時間	430
	当日最大	3,870
その他	1時間	200
	最大 (7:00~24:00)	600
	最大 (24:00~7:00)	400

備考

- 「大型車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。
- 駐車場の利用については、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間を超える部分24時間までごとに新たな利用とみなす。